

議案第四十三号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

第一条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区
条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、栄
養教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第二条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一
部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、栄
養教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第三条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十九年杉並区
条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、養護教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校の職の設置に伴い、学校教育職員の定義を改める必要がある。

